

# 幸田町パートナーシップ宣誓制度

## 利用の手引き

# 目次

1	幸田町パートナーシップ宣誓制度とは	P 1
2	宣誓をすることができる人	P 1
3	手続きの流れ	P 2
4	証明書等の変更・再交付・返還	P 4
5	よくある質問	P 5



# 1 幸田町パートナーシップ宣誓制度とは

幸田町パートナーシップ宣誓制度は、双方または一方が性的マイノリティ（性的指向が必ずしも異性愛のみではない者または性自認が出生時の性とは異なる者をいう）であるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、町が宣誓証明書等を交付する制度です。

この制度による法律上の効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）は生じませんが、幸田町では性的マイノリティの自由な意思を尊重するとともに、人々が互いの違いを認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、誰もが自分らしく暮らせる多様性に富んだ社会の実現を目的とし本制度を導入します。

## 2 宣誓をすることができる人

宣誓をするためには、お二人が以下の要件をすべて満たしている必要があります。

### (1) 成年に達していること

満18歳以上であること

### (2) 住所が本町にあること

町内に住所を有しているまたは宣誓の日から3か月以内に転入する予定のあること。

### (3) 配偶者がいないこと及び宣誓者以外の人とパートナーシップにないこと

事実婚の人は宣誓できません。

### (4) 宣誓者同士が近親者でないこと

民法（明治29年法律第89条）第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓をしようとするお二人が養子縁組をしている、又はしていた場合は宣誓できます。

#### 宣誓することができない関係の人（近親者）

- 直系血族：祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族：兄弟姉妹、叔父叔母、伯父伯母、甥姪
- 直系姻族：子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等



## 3 手続の流れ

### (1) 宣誓日の事前予約

宣誓希望日の原則 1 週間前までに、電話またはメールで事前予約してください。

〈予約の際にお知らせいただきたいこと〉

- 宣誓希望日・時間帯（複数の候補日を予定してください。）  
宣誓できる時間は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 宣誓するお二人の氏名（フリガナ）、生年月日、住所、代表者の電話番号、通称名で先制する場合は通称名
- 個室の対応希望の有無

【予約先】企画部 企画政策課 政策グループ

電話：0564-62-5132

Email：kikakujo@town.kota.lg.jp

※電話の場合は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### (2) 必要書類の用意

宣誓に必要な書類を御用意ください。

宣誓や宣誓証明書等の交付は無料ですが、宣誓に必要な書類の交付手数料は自己負担になります。

#### ①住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- ・宣誓日から 3 か月以内に発行されたものに限りです。
- ・マイナンバー（個人番号）の表記は不要です。
- ・本人確認書類で幸田町在住であることが確認できる場合は省略できます。

#### 【転入予定の場合】

転入予定日及び転入予定住所がわかる書類をお持ちください。

- (例) ・転入前の自治体で発行された転出証明書の写し  
・賃貸借契約書の写し

※転入後、宣誓日から 3 か月以内に住民票の写しを提出してください。

## ②配偶者がいないことを証明する書類

- ・宣誓日から3か月以内に発行されたものに限ります。
- ・戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）または独身証明書を一人1通ずつ提出してください。
- ・外国籍の方は、大使館などが発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを証明できる書類に日本語訳を添付して提出してください。

## ③本人確認書類

- ・有効期限内のものに限ります。
- ・顔写真付きのものは1つ、顔写真のないものは2つ提示してください。

1つ提示（顔写真付き）	2つ提示（顔写真なし）
<ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証</li><li>・マイナンバーカード</li><li>・旅券（パスポート）</li><li>・身体障がい者手帳</li><li>・在留カード</li><li>・官公署が発行した顔写真付き証明書 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康保険証</li><li>・共済組合員証</li><li>・介護保険証</li><li>・年金手帳</li><li>・年金証書</li><li>・その他、官公署が発行した証明書 など</li></ul>

## ④通称名を使用していることが確認できる書類

- ・宣誓の際に通称名の使用を希望する場合は、社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できる書類を2つ提出してください。

通称名が確認できる書類
各種郵便物、宅配便伝票、病院の診察券、各種会員証、社員証、学生証、電気・ガス・水道の検針票や請求書 など ※不明な場合は事前にご相談ください。

## (3) パートナーシップの宣誓

予約した日時にお二人そろってお越しください。

### 【宣誓場所】

幸田町役場 3階 企画部企画政策課（予約時に希望された人は個室）

町職員の面前で「幸田町パートナーシップ宣誓書」に自署して、提出していただきます。（記入ができない場合は、お二人の立会いのもとで他の人に代筆してもらうことができます。）



#### (4) パートナーシップ宣誓証明書等の交付

宣誓に係る書類一式を確認し、「幸田町パートナーシップ宣誓証明書」1枚と「幸田町パートナーシップ宣誓証明カード」をお一人につき1枚交付します。

宣誓から交付までに1時間程度かかります。また、要件確認や宣誓証明書と宣誓証明カードの作成のため、後日交付となる場合があります。

## 4 証明書の等の変更・再交付・返還

宣誓証明書・宣誓証明カードの記載事項の変更・再交付・返還の必要がある場合は、届出をしてください。

届出時には、本人確認書類をお持ちください。

#### (1) 宣誓事項の変更

氏名や住所など宣誓事項に変更があった場合は、変更内容が確認できる書類と宣誓証明書を添えて「幸田町パートナーシップ届出事項変更届」を提出してください。

変更内等がわかる書類は、届出日から3か月以内に発行されたものに限りです。

#### (2) 再交付

紛失や汚損、毀損等により再交付を希望する場合は、「幸田町パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

汚損・毀損の場合は、交付済の宣誓証明書または宣誓証明カードを返還してください。

再交付後に紛失した宣誓証明書または宣誓証明カードを発見した場合は、すみやかに返還してください。

#### (3) 返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、転入予定であった者が転入しなかったなど返還の必要がある場合は、すみやかに「幸田町パートナーシップ宣誓証明書等返還届」に宣誓証明書と宣誓証明カードを添えて提出してください。

宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、パートナーシップを無効として市宣誓証明書に記載された番号を町ホームページで公表します。



## 5 よくある質問

**Q1 なぜ、パートナーシップ宣誓制度を導入するのですか。**

A1 人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約束した性的マイノリティのお二人の意思を尊重する制度です。

パートナーシップ関係を認めることで、お二人が抱える不安や生活上の不便さが軽減されるとともに、誰もが自分らしく暮らせる多様性に富んだ社会の実現を目的としています。

この制度の導入を1つのきっかけとして、多様な性への理解が深まり、人々が互いの違いを認め合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会になることを期待しています。

**Q2 結婚とはどのように違うのですか。**

A2 結婚は、民法に定められている法律行為で、相続や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、幸田町パートナーシップ宣誓制度は、法律上の効力はありません。宣誓をすることで戸籍に記載されることもありません。

**Q3 なぜ宣誓日を事前に予約する必要があるのですか。**

A3 スムーズに宣誓を受理するため、また、個室での対応の希望を確認させていただき対応をするため、事前予約をお願いしています。

**Q4 宣誓は同性のパートナーとしかできないのですか。**

A4 同性のパートナーに限定した制度ではありません。要件を満たす性的マイノリティの人は宣誓できます。

**Q5 同居していないと届出できませんか。**

A5 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。



Q6 郵送やメールでも宣誓書を提出できますか。

A6 本人確認とお二人の意思を確認させていただくため、必ずお二人でお越しください。郵送やメールでは受け付けていません。

Q7 代理人での宣誓はできますか。

A7 代理人での宣誓できません。必ず宣誓をするお二人でお越しください。

なお、文字を書くことが困難な場合には、お二人の立会いのもと、他の人が代筆することは可能です。

Q8 通称名で宣誓することはできますか。

Q8 できます。社会生活において日常的に通称名を使用していることが確認できるものをご持参ください。※詳しくは3ページをご覧ください。

Q9 外国籍でも届出することはできますか。

A9 できます。独身証明書の代わりに「婚姻要件具備証明書」など配偶者がいないことを証明できる書類とその日本語訳が必要です。

なお、パートナーシップを宣誓しても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q10 転入予定でも宣誓可能としているのはどうしてですか。

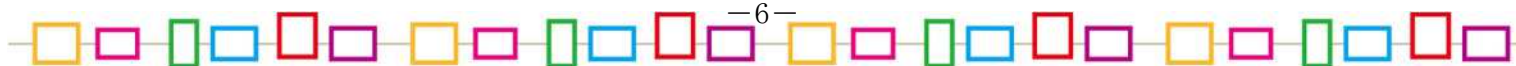
Q10 アパートなどの賃貸物件の借用や契約の際、お二人の関係を示すものとしてパートナーシップ宣誓書が活用されることを想定して転入予定の人も可能としています。

宣誓後3か月以内に転入後の住民票の写し等を提出していただきます。提出されなかった場合は、宣誓が無効になります。

Q11 証明書はすぐに交付されますか。

A11 提出書類等に不備がなく、要件を満たしていることが確認できれば、即日交付をします。宣誓証明書と宣誓証明カードを作成するため1時間程度を見込んでいます。

なお、後日郵送での交付となる場合があります。





**Q12** 転居した場合はどうすればいいですか。

**A12** 宣誓書の内容に変更があった場合は、変更手続きが必要です。変更前の宣誓証明書と宣誓証明カードを添えてパートナーシップ届出事項変更届を提出していただきます。

なお、町外に引っ越す（転出）の場合は、返還手続きが必要です。

**Q13** パートナーシップの関係を解消するときはどうすればいいですか。

**Q13** 返還手続きが必要です。パートナーシップ宣誓証明書等返還届を提出するとともに、宣誓証明書と宣誓証明カードを返還していただきます。

**Q14** パートナーが亡くなった時は宣誓証明書等を返還する必要がありますか。

**A14** 返還届に宣誓証明書と宣誓証明カードを添えて提出してください。

**Q15** なりすましや偽装等の悪用をされませんか。

**A15** 宣誓をする際には、本人確認を行うための身分証明書と配偶者がいないことを証明する書類を提示していただき、なりすまし等の悪用を防止します。

また、宣誓の要件を満たさないことが判明した場合は、その宣誓を取り消し、生成証明書に記載された番号を町ホームページ等で公表します。

発行：幸田町企画部企画政策課

〒444-0192 幸田町大字菱池字元林1番地1

TEL：0564-62-1111（代表）

e-mail：kikakujoho@town.kota.lg.jp



